

阿賀町交流イベント企画支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、結婚を希望する独身男女を対象に出会いの場の創出を目的とした事業に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、阿賀町補助金交付規則（平成17年規則第43号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業)

第2条 補助対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、結婚希望者を対象に実施する結婚のための独身男女の出会いの場を創出するイベント、交流会、セミナー（以下「イベント等」という。）に係る事業とし、次に掲げるいずれの要件を満たすものとする。

- (1) 20歳以上の独身男女を対象とするイベント等であること。
- (2) 参加者総数が10人以上であるイベント等であること。
- (3) 参加者の男女の比率は、どちらかが30パーセント未満としないようにすること。
- (4) 参加者のうち町内在住者の比率が40パーセント以上となること。

(補助申請者)

第3条 補助申請をできる者（以下「申請者」という。）は、阿賀町の住民基本台帳に登録されている者、又は町内に所在する法人等とする。ただし、結婚の仲介を業にする者、宗教活動、政治活動、選挙活動を行う者又は公益を害するおそれのある者については、対象としない。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、補助事業に要する経費から参加費その他収入を控除した額とし、補助上限額を100,000円とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

2 同一の申請者による1年度当たりの補助回数は、1回を限度とする。

(交付の申請)

第5条 申請者は、イベント等開催予定日の1月前までに阿賀町交流イベント企画支援補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して、町長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（様式第1号の1）
- (2) 収支予算書（様式第1号の2）
- (3) その他町長が必要と求める書類
（決定の通知）

第6条 町長は前条に規定する申請書を受理したときは、当該補助事業に係る書類を審査の上、補助金交付を決定したときは、阿賀町交流イベント企画支援補助金交付決定通知書（様式第2号）により、不交付の決定をしたときは、阿賀町交流イベント企画支援補助金不交付決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

（補助事業内容の変更）

第7条 前条に規定する交付決定通知書を受理した申請者が、交付決定を受けた内容を変更するときは、阿賀町交流イベント企画支援補助金変更申請書（様式第4号）を町長に提出しなければならない。

- 2 町長は前項の変更申請書の内容を審査の上、承認の決定をしたときは、阿賀町交流イベント企画支援補助金変更承認決定通知書（様式第5号）により、不承認の決定をしたときは阿賀町交流イベント企画支援補助金不承認決定通知書（様式第6号）により申請者に通知するものとする。

（補助事業の全部又は一部中止の場合の措置）

第8条 申請者は、補助事業を中止しようとするときは、阿賀町交流イベント企画支援補助金事業中止届（様式第7号）を町長に提出しなければならない。

- 2 前項の規定により、中止届が提出された補助事業で中止までに要した経費は、申請者の負担とする。ただし、気象条件、災害その他不測の事態により中止する場合、申請者において既に執行済み又は執行が確定している経費について、町長が補助対象と認めるときは、前条、次条及び第10条の規定を準用する。

（実績報告等）

第9条 申請者は、事業が完了した日から起算して30日を経過する日又は当該補助事業の完了した日の属する年度の翌年度4月10日のいずれか早い日までに阿賀町交流イベント企画支援補助金実績報告兼請求書（様式第8号）に、次の各号に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。

- (1) 実施状況報告書（様式第8号の1）
- (2) 収支決算書（様式第8号の2）
- (3) 参加者名簿

- (4) 領収書又はこれに代わるものの写し
- (5) イベント実施状況を明らかにする資料
- (6) その他町長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第10条 町長は、前条の規定による実施報告書を受理したときは、その内容を審査の上、適正であると認めたときは、交付すべき額を確定し、阿賀町交流イベント企画支援補助金交付額決定通知書（様式第9号）を申請者に通知する。

(補助金の交付)

第11条 補助金は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。ただし、町長が特に必要があると認めるときは、概算払をすることができる。

2 申請者は、前項の規定により補助金の概算払を受けようとするとき、阿賀町交流イベント企画支援補助金概算払申請書（様式第10号）を町長に提出しなければならない。

(補助金交付決定の取消し及び返還)

第12条 町長は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定を取り消し、若しくは交付予定額を変更し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を求めることができる。

- (1) この要綱の規定及び補助金の交付決定に付した条件に違反したとき。
- (2) 補助金の目的に該当する事業を実施しないとき。
- (3) 申請書の内容と事実が著しく異なったとき。
- (4) その他町長が必要と認めたとき。

(雑則)

第13条 この要綱に定めのない事項については、町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。